

わたなべひろやす  
渡辺裕泰氏

早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授  
元国税庁長官

必要な税金は納めなければいけませんが、余計な税金を納めるべきではありません。特に外国で余計な税金を納めることは国益に反します。その会社の国際競争力がなくなるのみならず、外国税額控除によって日本の国家財政にもマイナスになるからです。

企業の目的は税引き後利益の最大化ですが、税務戦略の目的も税の最小化ではなく、税引き後利益の最大化です。ただし、税引き後利益を最大化するためには、税金を少なくすることも大きなファクターだということも事実です。税引き後利益を1%増やそうと思つたら、売上を伸ばすよりは無駄な税金を減らすほうが楽だという場合が往々にしてあります。

脱税や滥用で明らかに分かる税スキームは実行すべきではありませんが、合法的な範囲で使えるスキームは使うべきです。こうした考え方方は日本企業でも徐々に浸透してきているようです。移転価格税制で巨額の追徴課税を受ける事例が増えて、日本企業の税務に対する意識も変わってきたように思いました。最近、大手企業（親会社）の増資では、ケイマン諸島にSPC（特別目的会社）を設立し、そのSPCが発行した優先出資証券を他の国内企業に引き受けた。親会社はSPCに劣後債を発行して資金調達を行うというスキームが使われています。連結会計と連結納税の違いがあるので、会計上の利益を減らさずに、税務上は損金にすることができます。一株あたりの利益の希薄化も防げるよく考えられたスキームです。

——日本企業でも税務戦略に関心が高まっていますね。

税金は払うべきものという意識が日本人には強くあり、これはある意味で美德でもあるのですが、税務戦略という点では、外資系企業に比べ遅れをとった原因のひとつでもあります。

必要な税金は納めなければいけませんが、余計な税金を納めるべきではありません。特に外国で余計な税金を納めることは国益に反します。その会社の国際競争力がなくなるのみならず、外国税額控除によつて日本の国家財政にもマイナスになるからです。

企業の目的は税引き後利益の最大化ですが、税務戦略の目的も税の最小化ではなく、税引き後利益の最大化です。ただし、税引き後利益を最大化するためには、税金を少なくすることも大きなファクターだということも事実です。税引き後利益を1%増やそうと思つたら、売上を伸ばすよりは無駄な税金を減らすほうが楽だという場合が往々にしてあります。

脱税や滥用で明らかに分かる税スキームは実行すべきではありませんが、合法的な範囲で使えるスキームは使うべきです。こうした考え方方は日本企業でも徐々に浸透してきているようです。移転価格税制で巨額の追徴課税を受ける事例が増えて、日本企業の税務に対する意識も変わってきたように思いました。最近、大手企業（親会社）の増資では、ケイマン諸島にSPC（特別目的会社）を設立し、そのSPCが発行した優先出資証券を他の国内企業に引き受けた。親会社はSPCに劣後債を発行して資金調達を行うというスキームが使われています。連結会計と連結納税の違いがあるので、会計上の利益を減らさずに、税務上は損金にすることができます。一株あたりの利益の希薄化も防げるよく考えられたスキームです。

## 注目される国際税務戦略



訴訟にまで発展した場合、時間とコストがもつとかかるということを考慮すれば、事前確認をとるほうがよいのではないかでしょうか。

今後、移転価格税制は欧米の対先進国から対新興国に拡大していくと思います。そうした新興国は当然先進国の企業を標的として狙ってくるでしょう。新興国では、日本の税制では関連会社とされないような外国会社との取引も、移転価格課税の対象にされることがありますから要注意です。

### ——その他、国際税務戦略を考えるにあたって注意すべき点は何でしょうか。

企業の国際税務戦略は最終的には、子会社や支店を各国にどう配置するかといったサプライチェーンの問題になります。ヨーロッパなどの国にも子会社があるなどということは、税務戦略上は、大変ますいことです。地域統括会社、子会社、支店、コミッショネアなどを使い分けるべきです。また、外国子会社からの受取配当について、間接外国税額控除の代わりに益金不算入制度が導入されました。この結果、支店より現地法人のほうが相対的に有利になつたことも頭に入れておくべきです。もつとも日本の企業で外国に支店を持つているのは金融機関と商社くらいでしょうが。

### ——消費税増税とセットで法人税減税も議論されています。

学者的な関心なのですが、法人税は実は誰が負担しているかよく分からぬ税金なのです。法人税を減税する財源を消費税の増税で賄うのは、大企業優遇、庶民いじめだけしからんという評論家がいます

が果たしてそうでしょうか。法人はただの仕組みですので、税金を負担できません。税金を負担できるのは自然人だけです。日本の法人税は、法人は株主の集合体だから法人税は株主

——やはり四〇%を超える日本の税率も、企業が国際税務に注目せざるを得ない要因ですね。

今年、タックスヘイブン対策税制で特定外国子会社等に該当する法人税の負担基準を二五%以下から二〇%以下に引き下げたのは、二五%だと中国やマレーシアがタックスヘイブンになってしまうからです。そうした潮流の中で、日本の法定実効税率が四〇%を超えたままでは、日本企業はいよいよ海外に出て行ってしまいます。

課税ベースを拡大させた上で法人税を減税すると

いう案も主張されていますが、これだと法人の実質の税負担は変わりません。企業会計上の利益に対しても何%負担しているのかという率を下げることが大切で、四〇%という形式的な法定実効税率を下げればよいという話ではありません。これからは先進国だけでなく、BRICSや東南アジアとも競争していく必要があるので、法人負担は下げていくべきでしょう。問題は財源です。

### ——IFRSの影響でドイツが確定決算主義を捨てましたが、日本ではIFRSでどのような影響があると思われますか。

IFRSは従来の日本の会計基準と思想が全く異なっています。従来は、営業利益、経常利益、税引き後利益という経営者にとって目標となる指標がありました。IFRSはあくまでも投資家目線の会計ですから、経営者の目標になるとは到底思えません。いわばデューデリジェンス会計で、M&Aで企業の解散価値を調べるのに似た会計基準です。アメリカが早期適用に待ったをかけたような状況でもあり、日本も導入するには中味をよく吟味する必要があると思います。税法は毎年の利益はいくらかという従来の延長線上で行かざるを得ないでしょう。そうすると、会計上の決算で損金処理をしていることが前提というような規定は外さざるを得なくなるかもしれませんね。